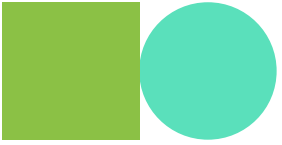


A solid green right-angled triangle pointing towards the top-right corner of the slide.



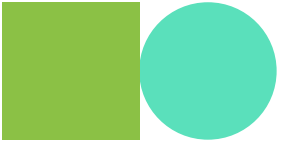
前回頂いたご質問について

Q:別抗原の治療を開始した場合(シダキュアからミティキュアへ変更等)は初回の点数を算定できるのでしょうか？

A:こちらが意外と曖昧な部分があり、実際には薬剤が変わると初回投与と同然の対応が必要となるため、1月目で算定しているクリニック様もあるようです。しかしアレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料イにおいて「1月目」とは初回の治療管理を行った月という解釈から、現時点では、アレルギー別に「1月目とする」という解釈は出ておりませんので、そのまま2月目以降で算定することになると思います。ただ地域性もあるようですので、請求前に支払基金へ確認するのがいいかもしれません。

Q:オンライン診療でも初診から算定可能でしょうか？

A:特に算定不可との解釈は出ておりませんので算定要件等満たす場合は算定可能かと思います。



前回頂いた質問について

Q:アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料の「初回算定年月日」と対象疾患（スギ花粉症等）の診療開始日は一緒でなければいけませんか？

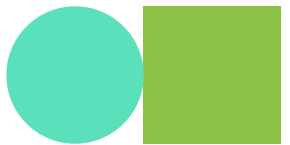
A:アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料と対象疾患の診療開始日は必ずしも同日とは限らない。

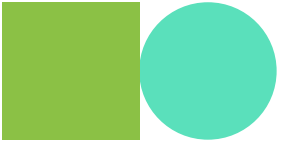
スギ花粉症等の診断がついて、まずは通常のアレルギー薬で治療をし、その後舌下治療へ移行となる場合もあります。

アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料を初回算定される時は、必ず対象となる疾患名が入っているかをご確認ください。

Q:月初めに舌下錠の処方をして1月目を算定し、同じ月の月末に再度来られて診察管理、舌下錠の処方をした場合は2月目以降が算定できますか。

A:月1回の算定となるため、算定不可。





前回頂いた質問について

Q:他院で治療を一旦中止し、自院で治療を再開したがどうしても初回算定日がわからないとなってしまった場合はどのようにしたらよろしいでしょうか。

その場合は初回で算定出来るのでしょうか。

A:他院で治療実績があり、自院で治療再開の場合、初回年月日は前院に確認していただきますが、稀に閉院してしまった、履歴が残っていないなどの理由により確認が取れない場合は、おおよその日付でも差し支えないと思います。

年数しか分からない場合でも、算定年月日に何年頃と記載し請求されてよろしいかと思います。

この場合も初回ではなく、2月目以降での算定となりますのでご注意ください。

耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料

小児特定疾患カウンセリング料



耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料 月1回 150点

- ・耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

- ・区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1カ月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

- ・退院した患者に対して退院の日から起算して1カ月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

算定要件



(1) 耳鼻咽喉科と他の診療科を併せて標榜する保険医療機関にあっては、耳鼻咽喉科を専任する医師が当該指導管理を行った場合に限り算定するものであり、同一医師が当該保険医療機関が標榜する他の診療科を併せて担当している場合にあっては算定できない。

(2) 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料の対象となる患者は、**15歳未満**の患者であって、**発症から3か月以上**遷延している若しくは当該管理料を算定する前の**1年間において3回以上**繰り返し発症している**滲出性中耳炎**の患者である。

(3) 医師が一定の治療計画に基づいて療養上必要な指導管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

(4) 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料は、「A 0 0 0」初診料を算定した初診の日又は当該 保険医療機関から退院した日からそれぞれ起算して1か月を経過した日以降に算定する。

(5) 診療計画及び指導内容の要点を診療録に記載する。



算定上の注意とまとめ

- ◎電話等により行われた場合は、耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料は算定できません。
- ◎算定は月1回が上限です。

耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料は15歳未満の滲出性中耳炎の病名である患者さんに算定可能な点数ではありますが・・・

- ◎3か月以上遷延していること
- ◎もしくは、算定以前の1年間において3回以上滲出性中耳炎を繰り返し発症している



小児特定疾患カウンセリング料

小児科又は心療内科を標榜する保険医療機関で、小児科若しくは心療内科を担当する医師又は医師の指示を受けた公認心理師が療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、保険医療機関単位で算定することができます。

ただし入院中の患者には算定できません。

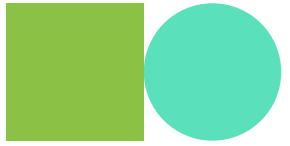


小児特定疾患カウンセリング料の対象となる患者

- ア：気分障害の患者
 - イ：神経症性障害の患者
 - ウ：ストレス関連障の患者
 - エ：身体表現性障害（小児心身症を含む。また、喘息や周期性嘔吐症等の状態が心身症と判断される場合は対象とする。）の患者
 - オ：生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群（摂食障害を含む。）の患者
 - カ：心理的発達障害（自閉症を含む。）の患者
 - キ：小児期又は青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（多動性障害を含む。）の患者。
- また、小児特定疾患カウンセリング料の対象となる患者には登校拒否の者及び、家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがある者も含まれます。



小児特定疾患カウンセリング料の診療報酬点数



イ 医師による場合

(1) 初回800点

(2) 初回のカウンセリングを行った日後1年以内の期間に行った場合

①月の1回目600点

②月の2回目500点

(3) 初回のカウンセリングを行った日から起算して2年以内の期間に行った場合

((2) の場合を除く。)

①月の1回目500点

②月の2回目400点

(4) 初回のカウンセリングを行った日から起算して4年以内の期間に行った場合

((2) 及び (3) の場合を除く。)

400点

ロ 公認心理師による場合

200点



情報通信機器を用いて行った場合の診療報酬点数 ※届出要



イ 医師による場合

(1) 初回696点

(2) 初回のカウンセリングを行った日後1年以内の期間に行った場合

①月の1回目522点

②月の2回目435点

(3) 初回のカウンセリングを行った日から起算して2年以内の期間に行った場合

((2) の場合を除く。)

①月の1回目435点

②月の2回目348点

(4) 初回のカウンセリングを行った日から起算して4年以内の期間に行った場合

((2) 及び (3) の場合を除く。)

348点

ロ 公認心理師による場合

規定がないため算定できません。



※算定上の注意※



- ・別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、初回のカウンセリングを行った日から起算して、2年以内の期間においては月2回に限り、2年を超える期間においては、4年を限度として、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号1002に掲げる通院・在宅精神療法又は区分番号1004に掲げる心身医学療法を算定している患者については算定しない。

- ・「口」を算定する場合、公認心理師は当該疾病の原因と考えられる要素、治療計画及び指導内容の要点等についてカウンセリングに係る概要を作成し、指示を行った医師に報告する。当該医師は、公認心理師が作成した概要の写しを診療録に添付する。

- ・小児特定疾患カウンセリング料を算定する場合には、同一患者に対し初めて
のカウンセリングを行った年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

※算定上の注意※



- ・小児特定疾患カウンセリング料の通知にある「乳幼児期及び学童期における特定の疾患を有する患者」とは特掲診療料施設基準「二小児特定疾患カウンセリング料の対象患者」に掲げられた「気分障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達障害又は小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害の患者」のことを指しており、その中でも小児特定疾患カウンセリング料の対象となるのは「**18歳未満の患者**」と解されます。

- ・家族に対してカウンセリングを行った場合にも算定可能とあり、家族のみのカウンセリングであっても算定可能かのような記載になっていますが、B 0 0 1_4 小児特定疾患カウンセリング料の通知（3）ではカウンセリングを患者の家族等に対して行った場合は、患者を伴った場合に限り算定する。と通知されており、**患者が伴わない場での家族へのカウンセリングでは算定できないと解されますので本人の同席が必要となります。**

- ・電話でのカウンセリングでは当該管理料は算定できません。

ご清聴ありがとうございました。

お困りごと、ご不明点、疑問等ございましたら
お申し込みメールアドレスへお気軽にご相談ください。



info@medical-takt.com

次回の勉強会

8月19日(火)
13時から